

## 平成29年第16回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

### 1 開催日時

平成29年9月7日（木）14時03分から14時31分まで

### 2 場所

福岡県庁4階 教育委員会会議室

### 3 出席委員

清家渉、久保田誠二、宮本美代子、前田恵理、木下比奈子、  
城戸秀明（教育長）

### 4 欠席委員

なし

### 5 出席事務局職員

教育次長 吉田法稔、理事 松尾圭子、総務部長 辰田一郎、  
教育企画部長 木原茂、教育振興部長 原田靖、総務課長 日高公徳、  
財務課長 山口洋志、文化財保護課長 井手優二、企画調整課長 高田裕康、  
社会教育課長 谷本理佐、教職員課長 平川真一、施設課長 松永一雄、  
高校教育課長 相原康人、義務教育課長 田中直喜、  
人権・同和教育課長 木下尊雅、体育スポーツ健康課長 寺崎雅巳

### 6 傍聴者等数

2名

### 7 会議

14時03分、清家委員長が開会を宣言し、本日の議題について非公開発議の有無の確認を行った。

報告（3）「市町村立学校長の人事について」は、木下委員から、人事に関する案件のため非公開とする発議があり、直ちに採決され、出席委員の3分の2以上の賛成をもって非公開と決定された。

#### （1）議事

- ・第24号議案 平成29年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価（平成28年度対象）について

高田企画調整課長から、この点検及び評価については、8月24日に開催された教育委員会会議等において協議を行ってきたものであり、本日は、議案として提出するものである旨の説明があった。

また、前回の教育委員会会議で指摘のあった内容を踏まえ、平成30年度教育施策実施計画の策定にあたっては、引続き効果的な指標や目標値の設定に努めるとともに、教員の採用に関して、優秀な教員の確保に向けた採用試験の改善に努めてまいりたい旨の説明があった。

なお、この点検及び評価については、今後、県のホームページへの掲載や県民情報センターで閲覧提供し、広く県民に公表するとともに、市町村教育委員会等へ送付し、各学校・職員へ周知する旨の説明があった。

次いで審議が行われ、清家委員長から、「健康教育の充実」において、指標としている「朝食を毎日食べる児童の割合」の目標値が95%となっていることについて、摂取した食事がエネルギーとして蓄えられるには4～5時間かかるため、朝食を抜き、昼食だけを食べた児童のエネルギーが出るのは午後4時から5時であり、朝食を抜いた児童は、午前も午後もエネルギーが切れた状態で活動していることとなることから、危機感を持って対処してほしいため、目標値は100%としたいところであるが、せめて98%にしてほしいとの意見があった。

これに対して、寺崎体育スポーツ健康課長から、平成29年度からは指標を変更し、「毎日食べる」「ほとんど食べる」「あまり食べない」「まったく食べない」の4項目で評価することとしているとの回答があった。

これに対して、清家委員長から、朝食を抜くと午前も午後も活動できず、朝食の摂取なくしては学力と体力を論じることはできないため、大変危機感を持っており、100%を目標値として強く出してほしいとの意見があった。

次いで、清家委員長から、ジュニア世代のスポーツ競技において、体幹筋力は怪我の防止及び競技レベルアップのために重要であるため、教育現場で体幹筋力をチェックする手段はないかとの質問があった。

これに対して、寺崎体育スポーツ健康課長が、県内の小学校6校で、平成27年度から3か年のモデル事業として、体幹トレーニングを取り入れた授業づくりの研究を行っているところであること及び平成28年度からは、児童生徒の健康診断の中に運動時健診として片足立ち等を盛り込んでいるところもあるが、児童生徒が多く、全てを健康診断で診ることは難しいため、関係団体等と相談の上、授業等の中で実施できないかを伺っていききたい旨の回答があった。

これに対して、清家委員長から、仰向けに寝転がって片方の膝を曲げるともう片方の脚が浮き上がるかを見る、トーマステストという検査があ

り、短時間でできるので検討してほしいとの意見があった。

次いで、清家委員長から、特別支援教育について、有識者からの意見にもあるように、20年間で対象児童が7倍の9万人となっていることから、本県でも増加しているものと思われるが、この増加への対応について質問があった。

これに対して、田中義務教育課長が、対象児童数は本県においては20年間で約2倍になっているが、学校新設を含めた整備方針により確実に対象者を受け入れるとともに、今年4月に策定した「福岡県特別支援教育推進プラン」において、教員の資質及び学校の教育力の向上を掲げて取り組んでいる旨の回答があった。

清家委員長から他の意見の有無を問い、第24号議案については原案どおり可決された。

・第25号議案 福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則の制定について

日高総務課長から、「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」が平成29年10月1日から施行されることに伴い、福岡県教育庁組織規則、福岡県障害児就学指導委員会規則、福岡県教育委員会表彰規則及び福岡県立特別支援学校学則における「障害」の表記を「障がい」に改めるとともに、福岡県立特別支援学校学則における特別支援学校の教育の対象に係る表記を法令で規定されたものに改めることについて議決を求めるものである旨の説明があった。

これに対して、宮本委員から、「福岡県障害児就学指導委員会」について、どのような人が、何名で構成されている委員会であるのかとの質問があった。

これに対して、田中義務教育課長から、現在は、委員として選任されている者はおらず、以前は、大学教員、医師、学校関係者及び行政関係者の25名程度で組織されていた旨の回答があった。

これに対して、宮本委員から、必要に応じて組織されるものかとの質問があった。

これに対して、田中義務教育課長から、本委員会は、市町村教育委員会において、児童生徒の就学先として特別支援学校か小中学校かを選択する際に、保護者と市町村教育委員会との意見に食い違いが生じた場合に調整を行うことが主な目的であったが、平成26年度から特別支援学校に入学するためには保護者の同意を得ることが前提となったことから、意見の食い違いが生じる余地がなくなったため、市町村教育委員会から相談を受けることもなくなっており、現在、他県等の状況を調べ、この委

員会の在り方を検討しているところである旨の回答があった。

次いで、清家委員長から、「障害」から「障がい」に改めるのは、今後作成する文書についての取扱いとなるのか、例えば、既に発行されている障害者手帳は「障がい」に表記を改めた上で全て発行し直すこととなるのかとの質問があった。

これに対して、日高総務課長から、取扱いが改められるのは今後作成する文書等についてであるが、法律上「障害」となっているものについては現行の取扱いのままであるため、障害者手帳の表記は変わらない旨の回答があった。

清家委員長から他の意見の有無を問い、第25号議案については原案どおり可決された。

## (2) 報告

- ・教育費予算に対する意見の申出について（9月補正分）

山口財務課長から、平成29年9月定例県議会に提案される平成29年度一般会計補正予算のうち、教育に関する事務に係る部分の9月定例県議会提案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理をしたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

これは、福岡県青少年科学館における展示の更新及び平成29年7月九州北部豪雨により被害を受けた朝倉光陽高校の災害復旧工事に要する経費である旨の説明があった。

次いで、清家委員長から他の意見の有無を問い、これについては承認された。

- ・福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平川教職員課長から、「福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の平成29年9月定例県議会提案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長が臨時代理をしたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

本条例案は、雇用保険法等の一部を改正する法律の制定により、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われたことに伴い、非常勤職員の育児休業について、子が1歳6か月に達した時点で、「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行

われない」などの場合は、子が2歳に達する日まで育児休業をすることができることを定めるものであり、施行期日は公布の日とする旨の説明があった。

清家委員長から他の意見の有無を問い、これについては承認された。

公開審議はここまでとされ、清家委員長から、傍聴人に対して退出が求められた。以後非公開にて審議を行う。

### (3) 報告

- ・市町村立学校長の人事について

平川教職員課長から、市町村立学校長の退職に伴う人事について、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理をしたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、清家委員長から意見の有無を問い、これについては承認された。

清家委員長が閉会を宣言し、14時31分閉会した。